

# 「村岡新駅周辺の交通のあり方検討業務委託」業務内容説明書

## 1 業務の目的

本業務は、今後の村岡新駅周辺の新たな交通のあり方として、新駅開業を契機とする将来の交通環境について、具体的に検討するものである。その検討にあたっては、令和4年度に実施した業務委託（以下「既往調査」という。）において把握された村岡地区の現況や特性、「村岡新駅周辺地区まちづくり方針（令和3年3月策定）」等を踏まえるとともに、市民等の意識・行動変容につながる周知方法を検討する。

また、検討を踏まえ、次年度以降に実施する市民等への周知を含めた社会実験等に必要となる概略の資料作成を行うものとする。

なお、一部業務においては、当市と国立大学法人横浜国立大学（以下「横浜国立大」という。）の「村岡新駅周辺の交通等まちづくりに関する連携協定」に基づき、横浜国立大の指導のもと業務を行う。

## 2 施行箇所

村岡東1丁目の新駅予定地周辺概ね半径2km（藤沢市域）とする。

## 3 履行期間

契約を締結した日から2024年（令和6年）3月22日（金）までとする。

## 4 貸与資料

### 【主な既往調査資料】

（藤沢市村岡地区）

- ・令和元年度（仮称）村岡新駅周辺地区官民連携可能性調査業務委託
- ・令和2年度 村岡新駅周辺地区官民連携導入機能等調査委託
- ・令和3年度 村岡新駅周辺地区まちづくり方針具体化検討調査業務委託
- ・令和4年度 村岡新駅周辺地区まちづくりガイドライン等検討業務委託
- ・令和4年度 村岡新駅周辺の交通状況分析等調査業務委託

（村岡・深沢地区）

- ・平成23年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査（その1）  
駅端末交通手段別の分担量の推計、新駅設置、土地利用上の効果の検証
- ・平成24年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査  
新駅設置による経済波及効果等の検討等
- ・令和元年度 村岡・深沢地区 都市計画決定手続支援調査委託

## 5 業務内容

### （1）新駅設置後の交通に関するシナリオの作成

- ・周辺地域の現況や特性について、既往調査をもとに定量的、定性的な観点から再整理する
- ・周辺地域の特性等を踏まえ、新駅設置が及ぼす影響や効果を整理し、新駅設置効果を定量的に示す。

- ・将来の交通環境を検討するにあたり、まちづくり方針等を踏まえつつ、交通システム等の先進事例や技術開発動向等について整理する。
  - ・新駅設置後の交通環境に適すると想定される交通システム（単体又は複数）を複数検討する。
  - ・検討にあたっては関連する交通事業者と調整を行ったうえ、必要な事項を適切に反映させながら行う。
  - ・上記を踏まえ交通システムやそのルート、頻度等のシナリオの設定にあたっては、横浜国立大等から助言を受けつつ、連携して実施する。
- (2) 新駅設置後のシミュレーションの実施
- ・(1) で整理したシナリオについて、シミュレーションを行う。
  - ・シミュレーションは、既往調査成果を定量的、定性的な観点から補完を行い、現況再現及び妥当性が確認できる手順を検討した上で、実施する。
- (3) 継続的な周辺地域の特性把握に向けた検討
- ・新駅設置までに一定の期間を要することから、既往調査で把握した住民の移動特性等のデータの更新が必要となることを想定し、中長期的にデータを捕捉可能な仕組みとその費用について検討する。
  - ・データ捕捉の仕組みの検討にあたっては、当該地区での適用性を踏まえ、メリット・デメリットを整理する。
  - ・手法の検討にあたっては、横浜国立大等から適切な助言を受けつつ、連携して実施する。
- (4) 新たな交通環境の検討
- ・検討結果を踏まえ、自家用車に依拠しないことなど本地区のまちづくり方針や市民等の意見を踏まえ、新駅開業を契機とする当該地区にふさわしい交通環境を検討する。
  - ・検討にあたっては、各交通システムについて、事業性に配慮した整理を行うとともに、潜在的な移動需要や現状の課題についても留意する。
- (5) 市民周知資料の作成
- ・市民等への周知や機運醸成を目的に、新たな交通環境に関連する市民等への周知活動又は資料の作成等を行う。なお、周知資料を作成する場合は、電子データで提出し、紙媒体の配布用印刷は不要とする。
  - ・令和6年度以降に実施する社会実験の概略資料を作成する。
- (6) 報告書の作成
- 以上の検討内容を整理し、報告書及びその他提出図書を作成する。また、報告書の作成にあたっては、専門的知識がないものが閲覧しても理解できるよう分かりやすい文章・文言を使用するよう努める。なお、当該業務で使用したデータは、委託者と協議し承認を受けた特殊ソフトのデータを除

き、汎用性のある形式で報告書と併せて納品する。

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間2回、完了時の計4回以上を基本とする。

## 6 成果品

次に規定する成果品を提出するものとする。成果品の作成に当たっては、写真、イメージ図又はグラフ等を活用し、市民への情報発信等を念頭において、視覚的に分かりやすくすること。

- (1) 検討報告書 (A4版パイプファイル) 2部
- (2) 業務概要書 (A3版パイプファイル) 2部
- (3) 打合せ議事録 (A4版パイプファイル) 2部
- (4) その他資料 (A4版パイプファイル) 2部
- (5) 電子成果品 (CDまたはDVD) 2部

※ 上記データ及び図面等は、委託者が使用できる汎用ソフトで作成するものとし、特殊ソフトにて作成・提出する場合は、事前に委託者と協議し承認を受けること。

以下余白

位置図



(以下余白)